

少 安 第 3 0 号  
( 生 企 ・ 保 安 )  
令 和 3 年 4 月 1 4 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

軽犯罪法の運用について

軽犯罪法（昭和23年法律第39号）については、その運用を保安課が担当してきたものであるが、下記のとおり一部の処理を少年女性安全課が担当することとしたので誤りのないようにされたい。

記

1 変更部分

軽犯罪法第1条第23号（窃視の罪）及び同条第28号（追随等の罪）に該当する行為の全て。

2 変更目的

上記1の変更部分は、人身安全関連事案に密接に関連することが多いことから、少年女性安全課にその運用を担当させ、被害者やその家族等の安全の確保に資することを目的とする。

担当：少年女性安全課  
企画係・人身安全対策第一係